

# 特別養護老人ホーム 雅荘

令和7年6月1日から

## 【介護保険が適用されない利用料（入居者の希望による）】

項目	料金	内容
補食	100円 / 日	ご希望により、補食を提供した場合
理容・美容（移動美容室）	要した費用の実費	要した費用の実費（各種技術項目別料金あり）
レクリエーション・クラブ活動等	要した費用の実費	材料費等（ご利用者の希望により参加した場合）
外出レクリエーション	要した費用の実費	年に数回実施します。（ご利用者の希望により参加した場合）
電気製品持込料（1個あたり1日）	30円 / 個	テレビなどの電化製品を持込みされた場合（1台あたりの電気料として）
テレビリース料	100円 / 日	施設のテレビをご利用いただいた場合
寝巻き代（浴衣代）	2,000円 / 1着	死後の着衣代（寝巻き・浴衣代）※令和6年4月1日から料金改定

## 【参考：食費・居住費（滞在費）の負担軽減について】

- ・対象者と負担限度額について

＜対象となる方＞

次の①～③すべてに該当する方

- ① 本人及び同一世帯全員が住民税非課税の方
- ② 本人の配偶者(別世帯も含む)が住民税非課税の方
- ③ 預貯金等の合計額が以下の表「預貯金等の資産の状況」に該当する方

＜令和3年8月からの利用者負担の段階要件と各負担限度額（1日あたり）＞

利用者負担段階	段階要件		居住費（滞在費） ユニット型 個室	食費
	所得の状況	預貯金等の資産の状況		
第1段階	・老齢福祉年金受給者の方 ・生活保護受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	300円
第2段階	前年の合計所得金額十 課税・非課税年金収入額が 80万円以下の方	単身： 650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	390円 【600円】
第3段階 ①	前年の合計所得金額十 課税・非課税年金収入額が 80万円超120万円以下の方	単身： 550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	650円 【1,000円】
第3段階 ②	前年の合計所得金額十 課税・非課税年金収入額が 120万円超の方	単身： 500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,360円 【1,300円】
第4段階（非該当）	上記の方以外は食費・居住費（滞在費）の 全額が自己負担となります。		令和7年3月1日から 2,300円	令和7年6月1日から 1,800円

※【】の金額は、短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※65歳未満の方は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下が対象となります。